平成２２年（フ）第１９９号
兵庫県伊丹市梅ノ木３丁目４番38号
債務者　山本　純子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３６４号
兵庫県加古郡稲美町印南474番地の11
債務者　並里　　潔
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３７４号
兵庫県姫路市保城186番地６
債務者　埴岡さち子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１５号
兵庫県姫路市保城186番地６
債務者　神谷よし子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６７号
兵庫県朝来市和田山町秋葉台２番地122
債務者　小西　国昭
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
鳥取県米子市河岡530番地４
債務者　木村　收宏
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３３２号
広島県廿日市市陽光台３丁目５番地８
債務者　堀江　裕之
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６９号
広島市中区吉島西２丁目11番15―101号
債務者　羽田野智宏
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７０号
広島県安芸郡府中町本町２丁目９番30―101号
債務者　下川のぞみ（旧姓羽田野）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７６号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地127
債務者　向井　伸二
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９３号
広島市東区戸坂大上４丁目２番９号
債務者　末本　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４号
愛媛県新居浜市南小松原町９番733号
債務者　佐々木麻衣（旧姓竹原）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７５号
愛媛県四国中央市新宮町新宮690番地１
債務者　中野　邦彦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９１号
愛媛県西条市丹原町川根甲396番地１
債務者　越智　裕已
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３３７号
高知市介良570番地　県住10―301
債務者　松木　和俊
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３８号
高知市介良570番地　県住10―301
債務者　松木　真智
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５０号
高知市一宮中町２丁目９番７－２号　イーリスハイツＢ棟302号
債務者　隅田　　泉
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５１号
高知市一宮西町１丁目30番35号
債務者　大西　崇之
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係